

上中診療所（介護予防）通所リハビリテーション事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 上中診療所（以下「診療所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 リハビリ道場わかさ
- 二 所在地 福井県三方上中郡若狭町市場第19号5番地
- 三 施設名 若狭町国民健康保険上中診療所

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
また、従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 二 従業者

医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

理学療法士又は作業療法士 3名（①単位 常勤兼務2名

②・③・④・⑤単位 常勤兼務1名）

看護職員又は介護職員 常勤換算3名以上（うち介護福祉士2名以上）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提

供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

第4章 事業の利用定員

(事業の利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次の通りとする。

- 一 ①単位目 24名(指定通所リハビリテーション)
- 二 ②単位目 4名(指定介護予防通所リハビリテーション)
- 三 ③単位目 4名(指定介護予防通所リハビリテーション)
- 四 ④単位目 4名(指定介護予防通所リハビリテーション)
- 五 ⑤単位目 4名(指定介護予防通所リハビリテーション)

(定員の遵守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

第5章 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの 内容及び利用料等

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとし、サービス提供の開始に際して、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行い、提供開始についての同意を得る。

- 一 機能訓練
- 二 健康チェック
- 三 送迎
- 四 リハビリマネジメント(介護給付)
- 五 運動器機能向上(介護予防)

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、『介護保険負担割合証』に記載された割合の額とする。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所

リハビリテーションの送迎に要した費用は、実施地域を超えた地点から自宅までの距離により次の額を徴収する。

実施地域を超えた地点から片道 2キロメートルごとに150円（税別）

- 3 食事代、個人的嗜好品、オムツは実費を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 新たな費用が発生した場合などは、前各項の費用の内容および金額を変更することがある。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、若狭町内の区域とする。

第6章 利用にあたっての留意事項

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第11条 事業所は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 利用者は、従業員の指示及び指導を忠実に励行し、施設内の秩序維持に努める。
- 二 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用し、清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力する。
- 三 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- 四 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

2 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するように努める。

第8章 高齢者虐待防止

（高齢者虐待防止のための措置）

第13条 事業所は、虐待が起こらないよう虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置して、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し虐待のない施設環境づくりに努め、虐待防止にかかる研修を年1回以上実施する。

2 事業所は、虐待の防止のための体制および指針を整備し、適切な手順、対応を行う。

3 事業所は、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、委員会委員長を専任の担当者とする。

第9章 その他運営についての留意事項

(勤務体制の確保等)

第14条 事業所は、利用者に対して適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、従業者の勤務の体制を別に定める。

2 従業者の資質向上のために、その研修の機会を設ける。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、機器その他の設備又は飲食物について衛生的な管理に努める。

2 施設内の適温の確保に努め、施設においての感染症の発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

第16条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第18条 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供したサービスに関し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

第19条 従事者、施設、設備構造、会計、サービス計画書、診療録及びその他サービスに係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は上中診療所が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月11日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。